

平成19年4月1日

中部環境パートナーシップオフィス運営協議会NPO等委員審査要領

環境省中部地方環境事務所

1 目的

環境省中部地方環境事務所では、中部地区における環境行政と企業、NPO 等とのパートナーシップ促進の支援拠点となる中部環境パートナーシップオフィス(以下「EPO中部」という。)を名古屋市中区に開設し、平成17年9月から、公募により選定したNPO 法人ボランタリーネイバーズと協働で運営している。

EPO中部の事業運営等は、EPO中部運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置してEPO中部の基本的な事業方針並びに毎年度の事業計画及び事業実施について協議し遂行する。この協議会では、EPO中部の事業に協力いただける方の参加を仰ぎ、委員の方の知恵を踏まえて、EPO中部の事業を実施することとしている。

協議会を組織するに当たり、運営協議会委員のうち10人程度を、事務所管内に事務所を置き、地域の行政又は企業との協働事業実績のあるNPO等(法人格の有無は問わない)の関係者から公募し、書面審査により選考する。

2 審査委員会の設置

- (1) NPO等委員を選考するため、審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員は、別添のとおりとする。
- (3) 審査委員会は、提出された応募書類による審査結果に基づき選考する。

3 審査項目

- (1) 「運営協議会への参加動機」からみて、運営協議会の目的及び趣旨を理解しているか。
- (2) 「地域の行政又は企業と協働事業実績」の件数及び内容、「EPO中部に期待する協働事業」からみてEPO中部の事業運営について積極的かつ建設的な提案をいただき、協力して事業を実施することができるか。

4 審査方法

- (1) 審査は、審査委員により審査項目に基づき審査票(様式1)に5段階で評価した後、応募者ごとの合計点数の集計結果により行う。
- (2) 中部管内7県各県から原則1人選定するものとし、各県ごとに得点数がもっとも高い者を選定する。
- (3) 同一県において得点数がもっとも高い者が複数ある場合、又は応募者が中部管内他県に比して多いと認められる県があった場合については、審査委員全員で協議のうえ、同一県から複数の者を選定することができる。

別添

審査委員名簿

委員番号	氏 名	所 属
1	千頭 聡	日本福祉大学情報社会科学部教授
2	青山 銀三	環境省中部地方環境事務所長
3	梅田 欽也	環境省中部地方環境事務所環境対策課長
4	新海 洋子	中部環境パートナーシップオフィスチーフプロデューサー

委員番号（ ）

応募書類の審査票

応募者名	
所属団体名	
所在県名	

	審査項目	点数
1	「運営協議会への参加動機」からみて、運営協議会の目的及び趣旨を理解しているか。	
2	「地域の行政又は企業と協働事業実績」の件数及び内容、「EPO中部に期待する協働事業」からみてEPO中部の事業運営について積極的かつ建設的な提案をいただき、協力して事業を実施することができるか	

(注) 各審査項目毎の配点方法は以下のとおり。(5点満点)

優れている・・・5点 ～ 劣っている・・・0点

合計点_____ **点**